

【書式3】 顧客からの個人情報の取得及び取扱いに関する同意書

個人情報の取得及び取扱いに関する同意書（注1）

株式会社

弊社では、お客様からご提供いただく個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関連法令、個人情報保護委員会の定めるガイドライン並びに弊社プライバシーポリシーを遵守し、（注2）適切にお取扱いいたしますので、以下の事項をご確認いただきご同意いただきますようお願い申し上げます。なお、本文中の用語の定義は、個人情報の保護に関する法律及び関連法令によります。

1 利用目的

弊社は、お客様からご提供いただく氏名、住所、電話番号、年齢、クレジットカード番号等の個人情報について、以下の目的の範囲内又はその取得状況から明らかである利用目的の範囲内で利用し、お客様ご本人の同意がある場合又は法令で認められている場合を除き、他の目的で利用しません。

- (1) ○○事業における商品の発送、サービスの提供及びこれらに関連する連絡
- (2) ○○事業におけるアフターサービス、サポート
- (3) ○○事業における新商品、サービス、展示会等の情報のお知らせ
- (4) お客様からのお問合せ、ご相談への対応
- (5) 代金の請求、返金、支払等及びこれらに関連する事務処理
- (6) 電話対応の品質向上、トラブル防止

2 個人情報の委託（注3）

弊社は、業務を円滑に進めお客様により良いサービスを提供するため、お客様の個人情報の取扱い（商品の配送等の業務）を協力会社に委託する場合があります。ただし、委託する個人情報は、委託する業務を遂行するために必要最小限の情報に限定するものとします。また、委託先には適切な安全管理措置を講じている協力会社を選定し、委託契約締結及び必要かつ適切な監督により個人情報を適切に管理させます。

3 個人データの第三者提供

弊社は、お客様ご本人の同意がある場合又は法令で認められている場合を除き、お客様からご提供いただいた個人データを第三者に提供いたしません。

4 個人情報提供の任意性

お客様が弊社に個人情報をご提供いただくことは任意です。ただし、ご提供いただけない場合、ご希望の商品、サービスを提供できないことがあります。

5 個人データの開示等の請求

弊社は、弊社が保有する個人データについては、お客様ご本人又は代理人から個人データの開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止又は消去、第三者への提供の停止）の請求があった場合、ご本人確認をさせていただいた上で、法令及び弊社規程に従い遅滞なく対応いたします。ご請求の一部又は全部について対応いたしかねる場合には、遅滞なくその旨をご連絡いたします。開示等の請求の詳細につきましては、弊社ホームページ（<http://www.xxx.xx.xx>）掲載の「個人データの開示等請求手続について」をご覧ください。

6 個人情報の取扱いに関する苦情、ご相談の申出先

株式会社 係

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

電話受付時間：〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

（ただし土・日・祝日及び弊社休業日を除く。）

E-mail：xxxx@xxxx.xx.xx

7 認定個人情報保護団体

弊社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である〇〇の対象事業者です。同団体では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問合せ先>

〇〇個人情報保護センター

TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

電話受付時間：〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

（ただし土・日・祝日及び弊社休業日を除く。）

ホームページ : <http://www.xxx.xx.xx>

以上の各事項を確認の上、貴社による個人情報の取得及び取扱いに同意
します。

年 月 日

ご住所

お名前

- (注1) 本書式は要配慮個人情報を対象としておらず、法律上、顧客から個人情報を取得するに際し顧客本人の「同意」が不要な場面を前提としていますが、利用目的等を顧客に確実に通知していることを書面で残し、後の紛争を予防するために顧客に記載を依頼することを想定しています。使用方法としては、①顧客の記載後、その写しを交付する、②複写式の入会申込用紙等に本書式の記載事項をあわせて印刷し、「以上、同意する」のチェックボックスも設置し、顧客の記載後に複写された控えを交付する、等が考えられます。
- (注2) 個人情報保護に関する内部規程を有する場合は追記するのが望ましいといえます。
- (注3) 本条項は国内にある第三者に委託する場合を想定しています。外国にある第三者に委託する場合には、委託先が一定の要件（個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備していること又は個人情報保護委員会規則で定められた国にあること）を満たさない限り、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得する必要があります（新法24）。その際、提供する国名を個別に示す、実質的に本人から見て提供先の国名を特定できるようにする、国名を特定する代わりに外国にある第三者に提供する場面を具体的に特定する等、本人が同意に応じるか判断できるように必要かつ合理的な記載をすることが求められます（外国第三者提供パブコメ715参照）。本書式においても、事案に応じてできるだけ具体的に記載するのが望ましいといえます。